

富山県ツキノワグマ管理計画（第4期、一部変更）の概要

1 計画策定の目的

本県のツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び人身被害の防止並びに農林業被害の軽減を図り、もって「人とツキノワグマの緊張状態のある共存関係」を構築する。

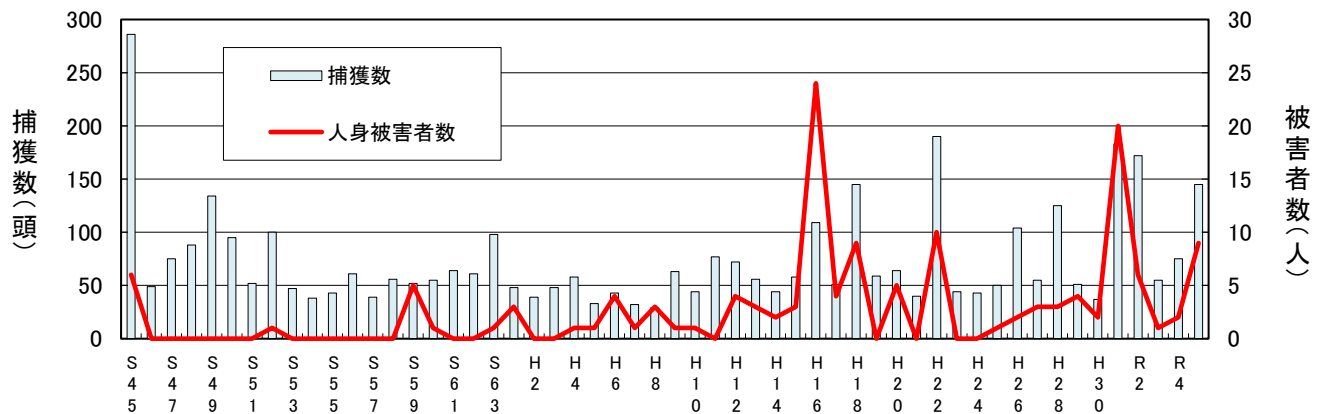
2 計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（令和6年9月 一部変更）

3 計画の区域 富山県全域

4 現状

県内の個体数は、富山県が令和元年度に実施したカメラトラップ法（階層ベイズモデル）による調査により、約1,460頭と推定された。

昭和45年から令和5年度までの捕獲数は、年平均76頭（有害捕獲56頭、狩猟20頭）となっている。同期間内の人身被害者数は146人であり、年平均被害者数の傾向としては、30年前（H6～H15）は2.2人/年だったが、20年前（H16～H25）から5.3人/年に増加し、直近10年（H26～R5）は5.2人/年とほとんど減少していない。



④地域区分ごとの各種基準の設定

ツキノワグマの生息状況、自然環境及び人間活動を考慮しながら、ツキノワグマの主たる生息地や人間活動の主たる地域など地域区分の設定（ゾーニング）を行い、区分毎に施策の基準を設定する。

	生息保護地域 (ゾーン1)	保護調整地域 (ゾーン2)	被害防止地域 (ゾーン3)
地域区分	人間活動がほとんどなく、クマが生息する地域。自然林が多く残っているなどツキノワグマの主要な生息地として適した地域とする。	人間活動が行われ、ツキノワグマも生息している地域。落葉広葉樹二次林や人工林及び里山地域などが該当する。	人間活動が活発で、ツキノワグマが本来生息していない地域。集落や集落周辺地域の耕作地などが該当する。
被害防除	入山者への注意喚起、情報提供	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理 森林所有者への林業被害防除のための指導、情報提供	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理、電気柵設置による侵入防止対策、緊急時対応の徹底
生息環境管理	食料となる堅果類や液果類が結実する樹木等が生育するなど良好な生息環境の維持・質的向上等に努める。また、カシノナガキイムシの被害跡地にブナ、ミズナラ等を育成する。	緩衝帯造成等計画的に森林整備を行うことで、ゾーン3（被害防止地域）へのツキノワグマの出没を抑制する。	被害防止を最優先することとし、ツキノワグマの隠れ場所となる耕作放棄地や河川敷などの下草刈の徹底により、ツキノワグマが出没しにくい環境づくりに積極的に取り組む。
個体数管理	「個体数調整」は行わない。 「狩猟」は持続可能な範囲で実施できる。	「移動放獣」を中心に行うが、必要に応じて「個体数調整」を行う。 「狩猟」は持続可能な範囲で実施できる。	「個体数調整」を中心に行うが、場合によっては「移動放獣」を行う。 「狩猟」が可能な箇所であれば実施できる。

6 個体数管理

個体数の管理は、始期を4月1日、終期を年度末の3月31日とした年間捕獲上限数を設定する。

県内の個体数	捕獲上限数	備考
1,460頭	175頭	県内個体数×12%

ただし、推定個体数には不確実な部分があるため、上限数である175頭については、急激な捕獲数の増加を防止するため、5カ年の間で段階的に引き上げていく。

年 度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間捕獲上限数	158頭	162頭	166頭	170頭	175頭

年間捕獲上限数は、「狩猟」、「個体数調整(有害捕獲及び数の調整捕獲)」を含む上限の捕獲数である。数の調整捕獲については、堅果類の豊凶調査結果や夏期までの捕獲数から、当年度の捕獲数が年間捕獲上限数を大幅に下回る可能性が高い場合、出没が多い地域周辺の里山(ゾーン2)を中心に検討する。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業等の実施

被害防除、生息環境管理、個体数管理、調査研究等を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業等を実施する。

8 計画の実施体制

管理の目的を達成するため、地域住民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO法人等の民間団体の密接な連携のもとに、「被害防除」、「生息環境管理」、「個体数管理」の各施策の実施に取り組んでいくものとする。